



2016年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR部長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

利益準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、利益準備金の額の減少を決議するとともに、2016年6月22日開催予定の第177期定時株主総会に資本金の額の減少について付議すること、及びその効力が生じることを条件としたその他資本剰余金の処分について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件による発行済み株式総数の変更はありませんので、株主の皆様のお手持ちの株式数に影響を与えるものではありません。また、本件は、「純資産の部」における勘定の振替であり、当社の純資産に変更を生じるものではなく、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

記

1. 本件の目的

単独の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損てん補を行い、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、会社法第448条第1項の規定に基づき利益準備金の額を減少するとともに、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、併せて会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の処分をしようとするものです。

2. 利益準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の内容

(1) 利益準備金の額の減少

利益準備金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

① 減少する準備金の額

利益準備金の全額 13,974,891,009 円

② 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 13,974,891,009 円

③ 効力発生日

2016年7月31日

(2) 資本金の額の減少

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

①減少する資本金の額

資本金 239,901,268,477 円

②増加する剰余金の額

その他資本剰余金 239,901,268,477 円

③効力発生日

2016年7月31日

ただし、上記(1)の利益準備金の額の減少の効力が生じることを条件とします。

(3) その他資本剰余金の処分

上記(2)による増加後のその他資本剰余金の一部を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 462,049,077,773 円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 462,049,077,773 円

③効力発生日

2016年7月31日

ただし、上記(2)の資本金の額の減少が2016年6月22日開催予定の第177期定時株主総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件とします。

上記(1)から(3)までが効力を発した場合、以下のとおりとなる予定です。

	2016年3月末	増減	効力発生後(見込)
資本金	439,901,268,477 円	△239,901,268,477 円	200,000,000,000 円
その他資本剰余金	380,836,425,781 円	△222,147,809,296 円	158,688,616,485 円
利益準備金	13,974,891,009 円	△13,974,891,009 円	0 円
その他利益剰余金	△476,023,968,782 円	+476,023,968,782 円	0 円
圧縮記帳積立金	3,835,822,958 円	0 円	3,835,822,958 円
繰越利益剰余金	△479,859,791,740 円	+476,023,968,782 円	△3,835,822,958 円
自己株式	△1,887,338,335 円	0 円	△1,887,338,335 円

(参考) 分配可能額	△ 97,074,881,336 円	+253,876,159,486 円	156,801,278,150 円
------------	--------------------	--------------------	-------------------

(※) 上記表では、本件以外の2016年度の期中の変動要因は含まれていません。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2016年5月23日 |
| (2) 債権者異議申述公告 | 2016年6月中旬(予定) |
| (3) 株主総会決議日(資本金の額の減少) | 2016年6月22日(予定) |
| (4) 効力発生日 | 2016年7月31日 |

(※) 上記 2. (1)の利益準備金の額の減少については、会社法第 459 条第 1 項第 2 号及び当社定款第 34 条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

(※) 上記 2. (3)のその他資本剰余金の処分については、会社法第 459 条第 1 項第 3 号及び当社定款第 34 条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響はありません。

以 上